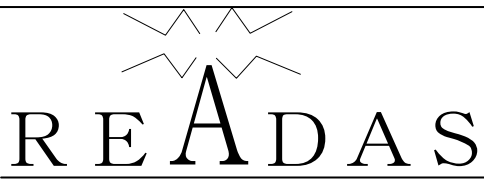


第 4740 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2013年)平成25年 5月31日 金曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 現物給与の評価

Q：金銭以外の物や経済的利益にも給与課税されるそうですが、どのように評価されるのですか？

A：次のような評価になります。

【解説】

金銭以外の物や経済的利益（現物給与）の評価は、次のようになっています。

①商品や製品の場合

- ・製造業者が自家製品を支給する場合…製造業者販売価額
- ・卸売業者が商品を支給する場合…卸売価額
- ・小売業者が商品を支給する場合…小売価額

②商品や製品以外の物品の場合

通常売買される価額、ただし購入時から支給時までの間、さして価額に変動のないものはその購入価額

③有価証券の場合

支給時の価額

④生命保険契約等に関する権利の場合

支給時における解約返戻金相当額

⑤事業用資産を使用させる場合

通常支払うべき使用料（社宅を除く）

⑥金銭の貸付け利息

- ・他から借り入れて貸し付けた場合…その借入金の利息
- ・その他の場合…貸付けを行った年の前年11月30日の基準割引率に年4%を加算した利率

⑦食事

- ・調理する場合…直接費相当額
- ・購入する場合…購入価額相当額

